2　指名されるために必要な要件

入札に参加しようとする者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

⑴　単体企業

１）予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）東北地方整備局（港湾空港関係）における令和３・４年度「測量・調査」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。

３）会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。

４）参加表明書の提出期限の日から開札時までの期間に、東北地方整備局から、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日港管第927号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する建設業者等又はこれらに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札参加者間の公平性　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定による親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４項に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ⅰ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ⅱ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ⅲ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ⅳ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められた場合。

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　入札参加者を指名するための基準

参加表明書を提出した者のうち、２に規定する「指名されるために必要な要件」を全て満たす者の中から参加表明者の経験及び能力、配置予定管理技術者（又は配置予定技術指導者）の経験及び能力、業務実施体制を評価し、10者程度を指名する。ただし、「指名されるために必要な要件」を全て満たす者が10者未満の場合はこの限りでない。

4　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。

２）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、予決令第86条の調査及び業務コスト調査を行う。

３）評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

１）評価値　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、価格評価点は小数点第４位（第５位切り捨て）とする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

３）技術評価点　提出された申請書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

①　配置予定管理技術者（配置予定技術指導者）の経験及び能力

②　業務の実施方針等

③　技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとし、技術評価点は小数点第４位（第５位切り捨て）とする。

技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価点の得点合計／技術評価点の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（②に係る技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

４）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記３）により得られた技術評価点と当該入札者から求められる上記２）により得られた価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。